

参 考 资 料

目 次

I 税制改革の視点

| | |
|-------------------------|---|
| 国と地方の歳出純計に占める租税収入の割合の推移 | 1 |
| 国と地方の長期債務残高の推移 | 1 |
| 国民負担率の内訳の国際比較 | 2 |
| 全国の将来人口推計と高齢化率の推移 | 3 |
| 東京都の将来人口推計と高齢化率の推移 | 3 |
| 社会保障給付費と社会保険料収入の推移 | 4 |
| 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較 | 5 |
| 日本の国際競争力の推移 | 5 |

II 税制改革の方向性

| | |
|----------------------------|----|
| 国と地方の目的別歳出純計 | 6 |
| 国税と地方税の所得課税、消費課税、資産課税の構成比 | 6 |
| 国・地方合わせた法人税率の国際比較 | 7 |
| 諸外国における企業の所得課税と社会保険料の事業主負担 | 8 |
| 企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額 | 8 |
| 法人事業税の外形標準課税の概要 | 9 |
| 燃料課税と車体課税の国際比較 | 10 |

III 地方財政調整制度

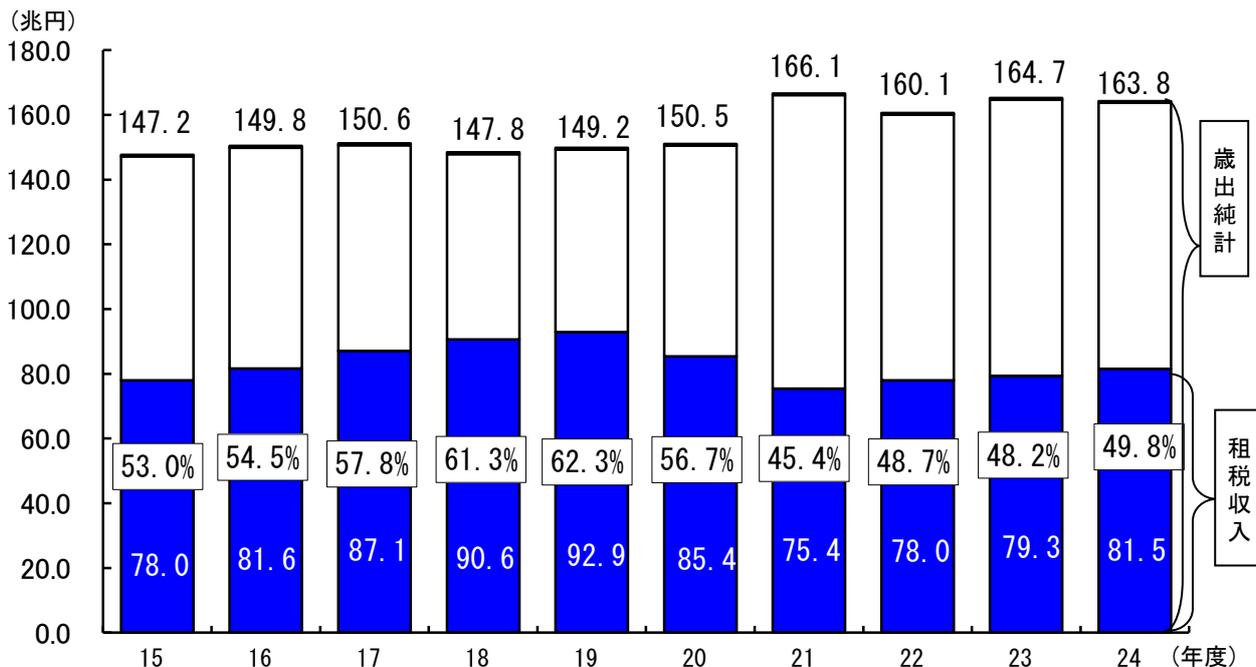
| | |
|---|----|
| 地方交付税等総額（当初）の推移 | 11 |
| 建設後50年を経過する社会資本ストックの割合 | 12 |
| 三大都市圏と地方圏の65歳以上人口推計 | 12 |
| 地方法人特別税・同譲与税 | 13 |
| 法人事業税の暫定措置導入前後における人口一人当たり道府県税収の偏在の状況 | 14 |
| 地方法人特別税撤廃・復元及び地方消費税率引上げによる人口一人当たり道府県税収の変化 | 14 |
| 地方法人税 | 15 |

IV その他の検討事項

| | |
|--|----|
| 持ち家率の推移（東京都） | 16 |
| 持ち家に居住する世帯主65歳以上の世帯における年間収入額別世帯数の割合（東京都） | 16 |

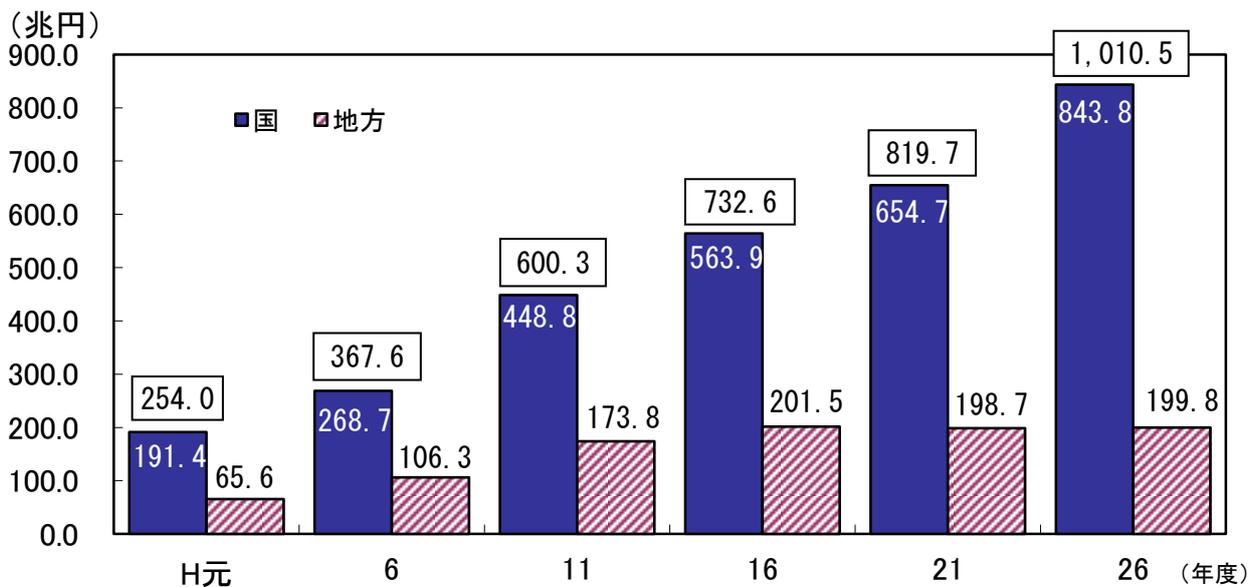
I 税制改革の視点

国と地方の歳出純計に占める租税収入の割合の推移



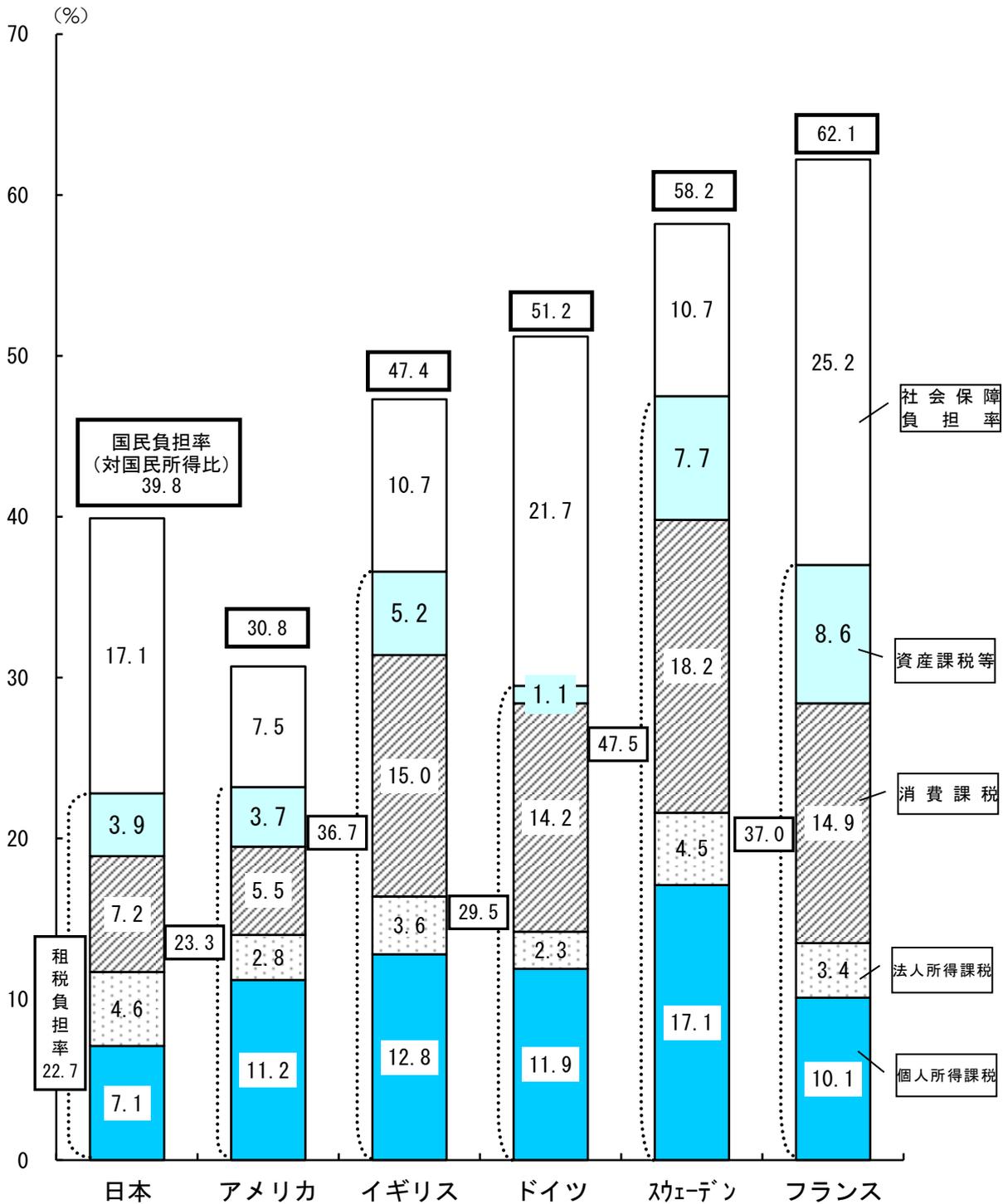
- 注1 「平成26年版地方財政白書」(総務省)より作成。
 2 数値は、国・地方ともに決算額である。
 3 □内の数値は、歳出純計に占める租税収入割合である。

国と地方の長期債務残高の推移



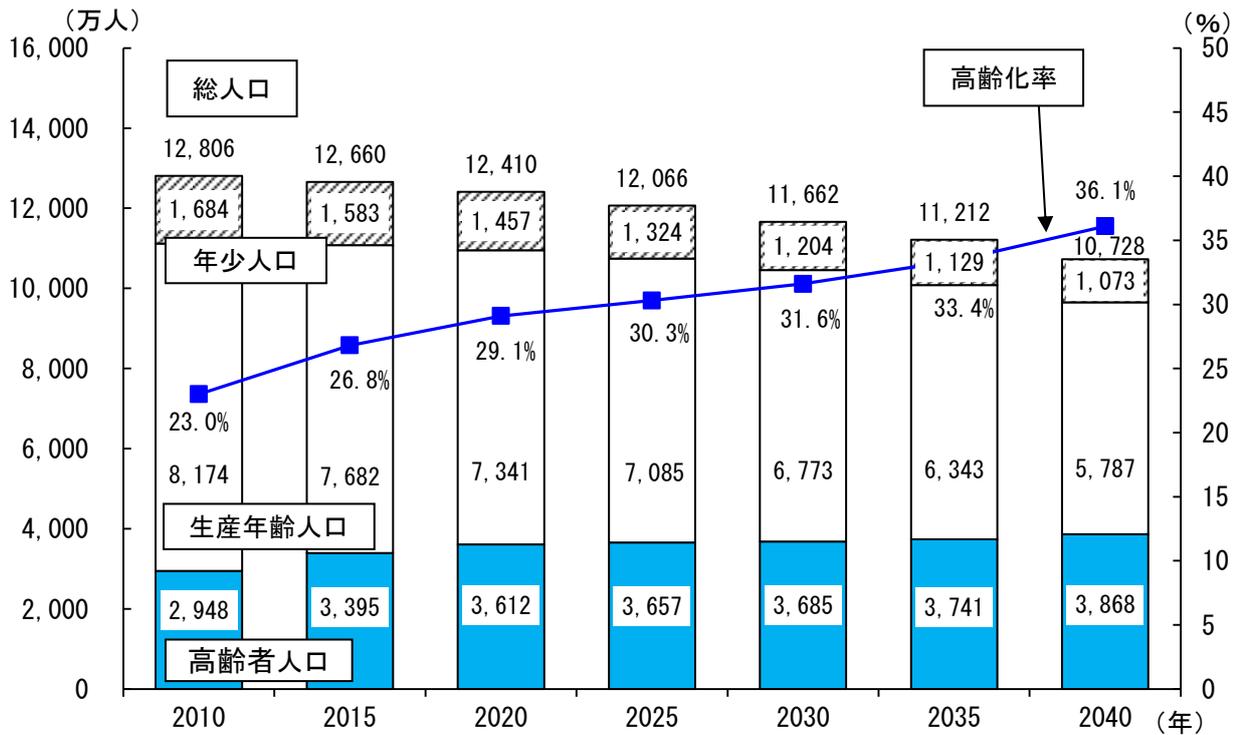
- 注1 「日本の財政関係資料」(財務省)により作成。
 2 平成21年度までは実績、平成26年度は当初予算に基づく。
 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。
 4 □内の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

国民負担率の内訳の国際比較



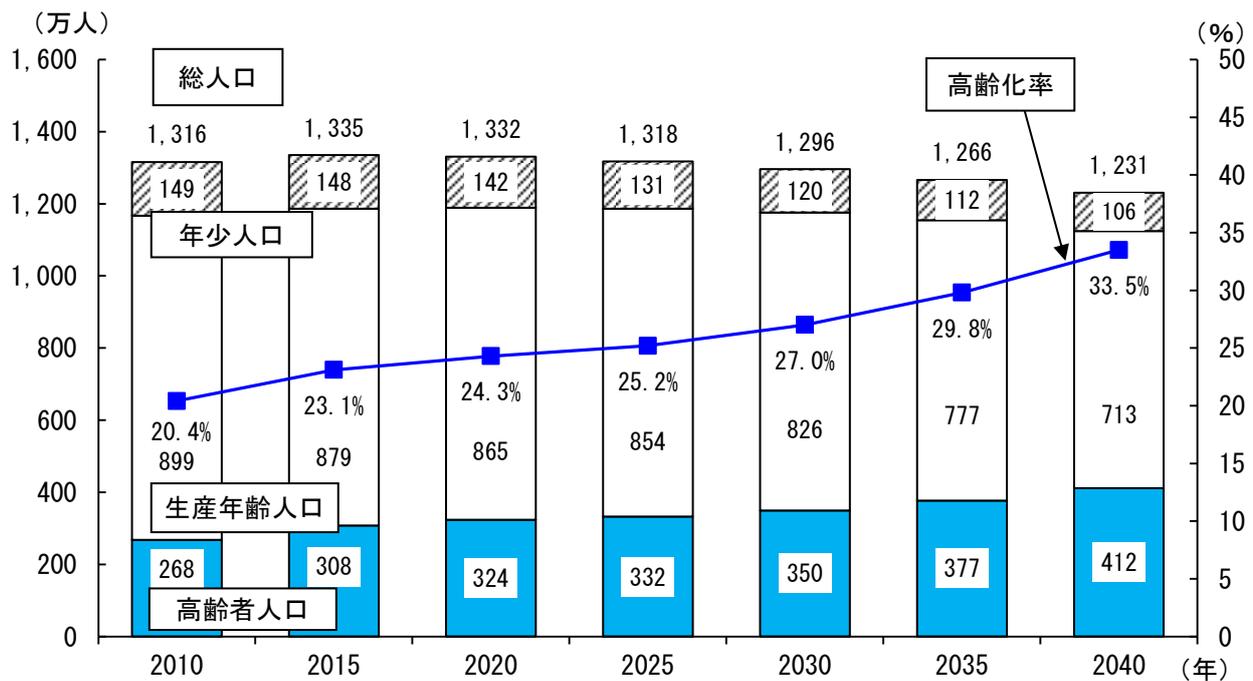
注1 「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省)より作成。
 注2 日本は平成23年度(2011年度)実績、諸外国は2011年実績。(OECD "Revenue Statistics 1965-2012"及び同 "National Accounts"による。)
 注3 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 注4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

全国の将来人口推計と高齢化率の推移



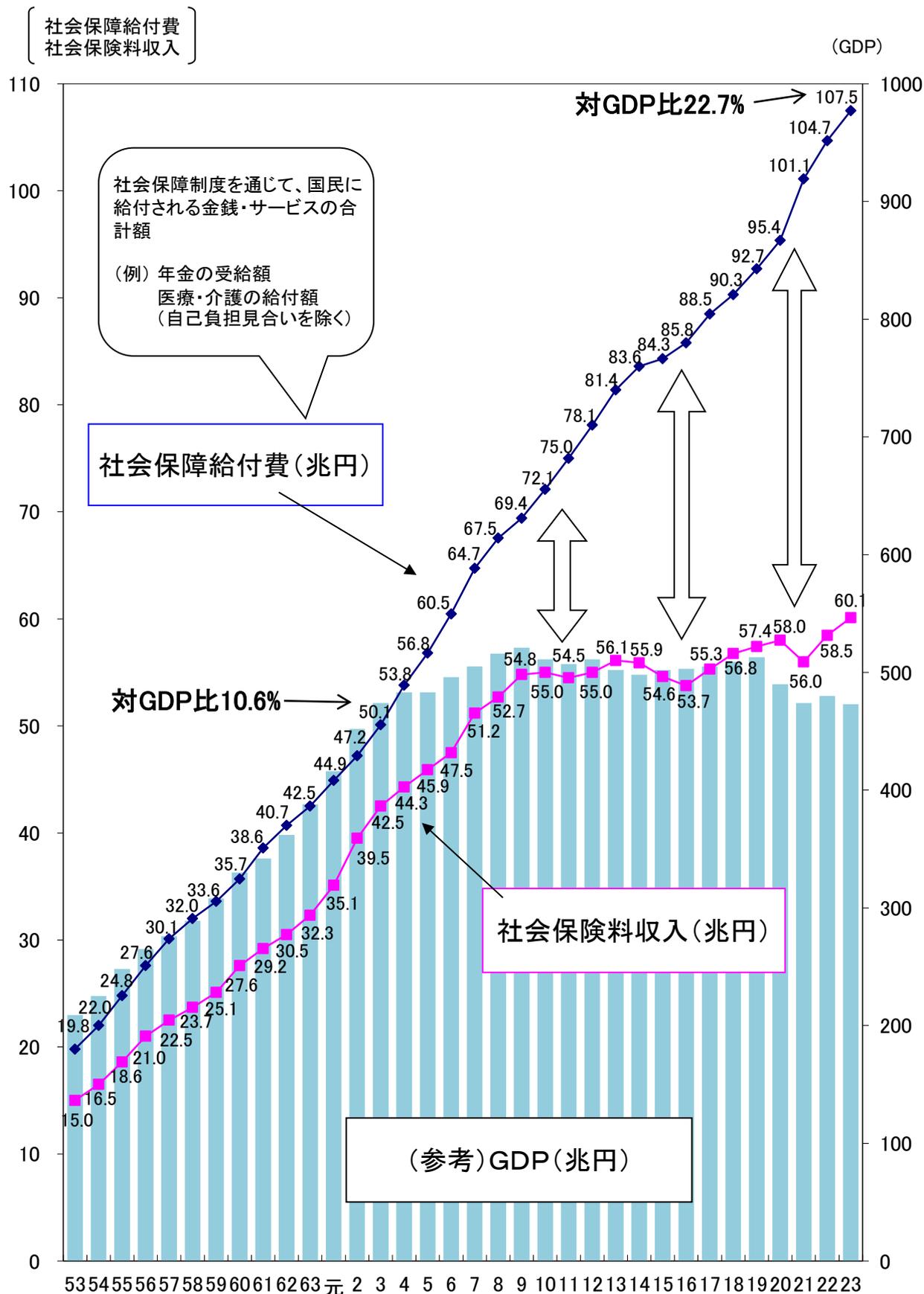
注1 「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。
 2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

東京都の将来人口推計と高齢化率の推移



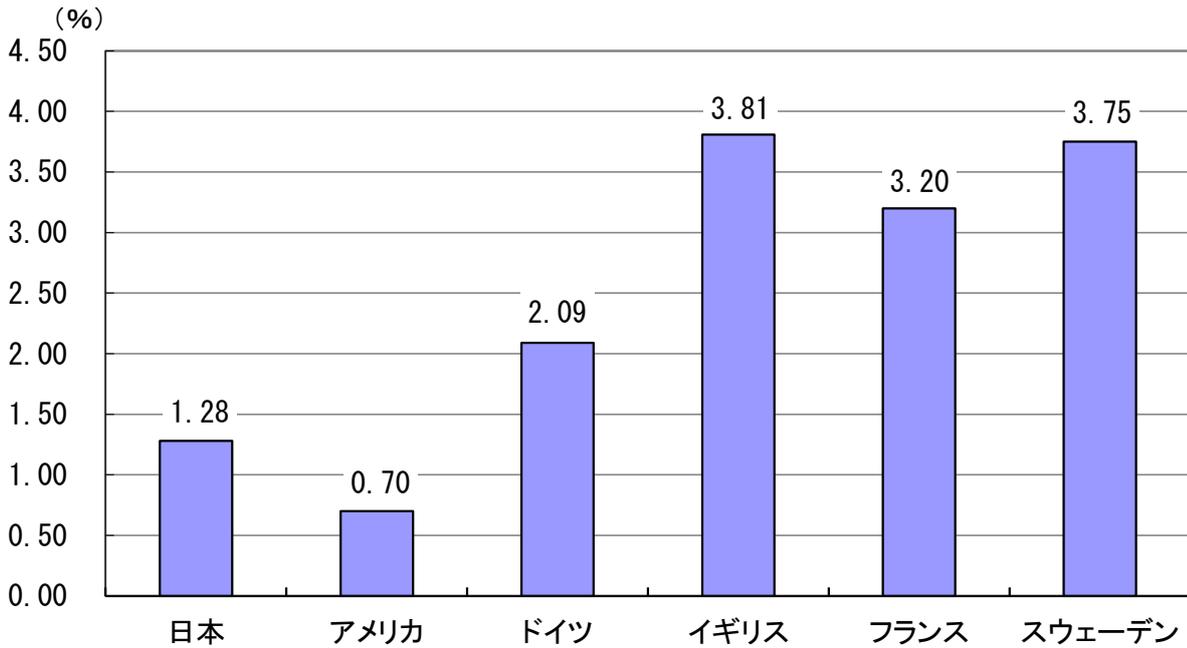
注1 「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。
 2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

社会保障給付費と社会保険料収入の推移



注 「日本の財政関係資料(平成26年2月)」(財務省)、「社会保障費用統計(平成23年度)」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較

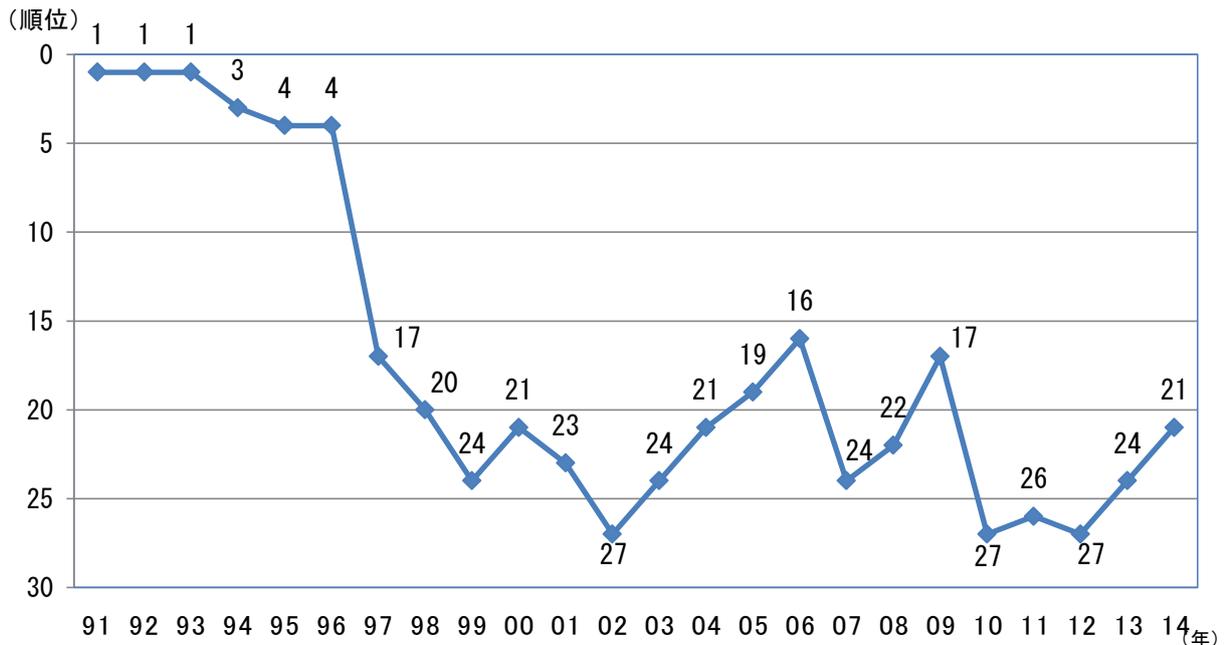


注1 「社会保障費用統計(平成23年度)」(国立社会保障・人口問題研究所)

日本、アメリカ、ドイツは2010年度、イギリス、フランス、スウェーデンは2009年度の数値である。

2 家族政策としては、子ども手当(児童手当)給付、保育所運営費、介護休業給付等の家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)が計上されている。

日本の国際競争力の推移



注1 1996年までの数値は、一般社団法人日本経済団体連合会「成長戦略の実行と財政再建の断行を求める～現下の危機からの脱却を目指して～」(2012年5月15日)による。

2 1997年以降の数値はスイスのIMD(International Institute for Management Development)が毎年発表している「IMD WorldCompetitiveness Yearbook」による。

3 数年おきに評価基準が変更されているため、厳密な意味での統計の連続性はない。

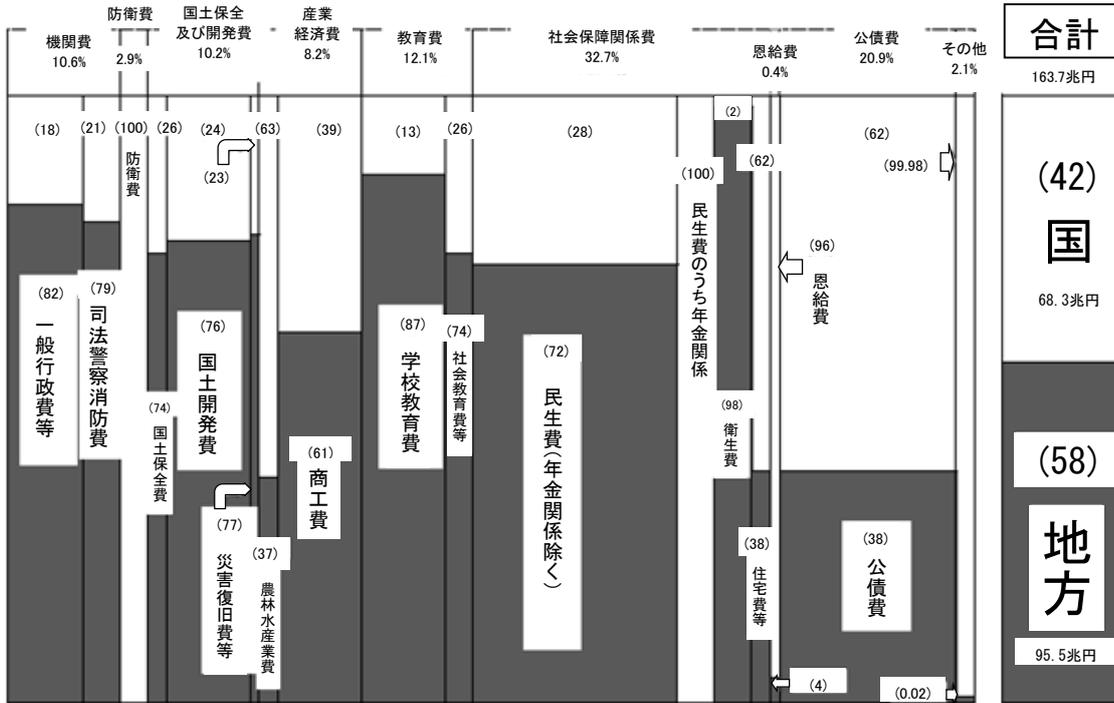
4 調査対象国・地域数 : 60(2014年)

5 調査方法 : 各種統計データ及び経営者層へのアンケート調査

6 評価指標 : 「経済状況」「政府の効率性」「ビジネスの効率性」「インフラ」等

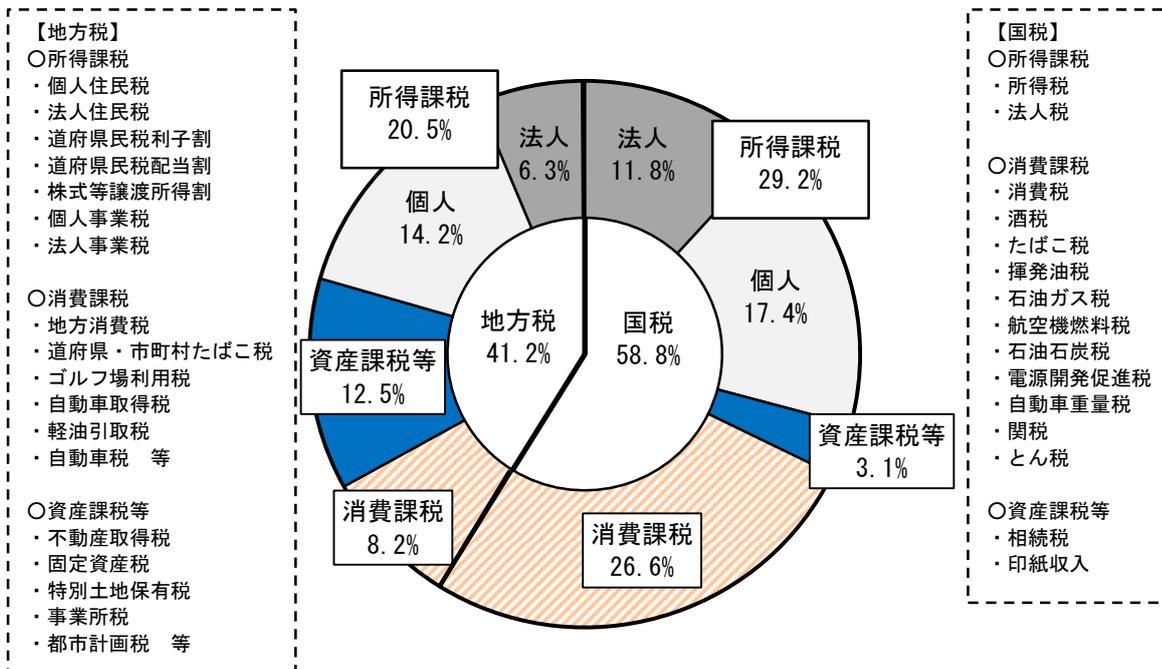
Ⅱ 税制改革の方向性

国と地方の目的別歳出純計（平成24年度決算）



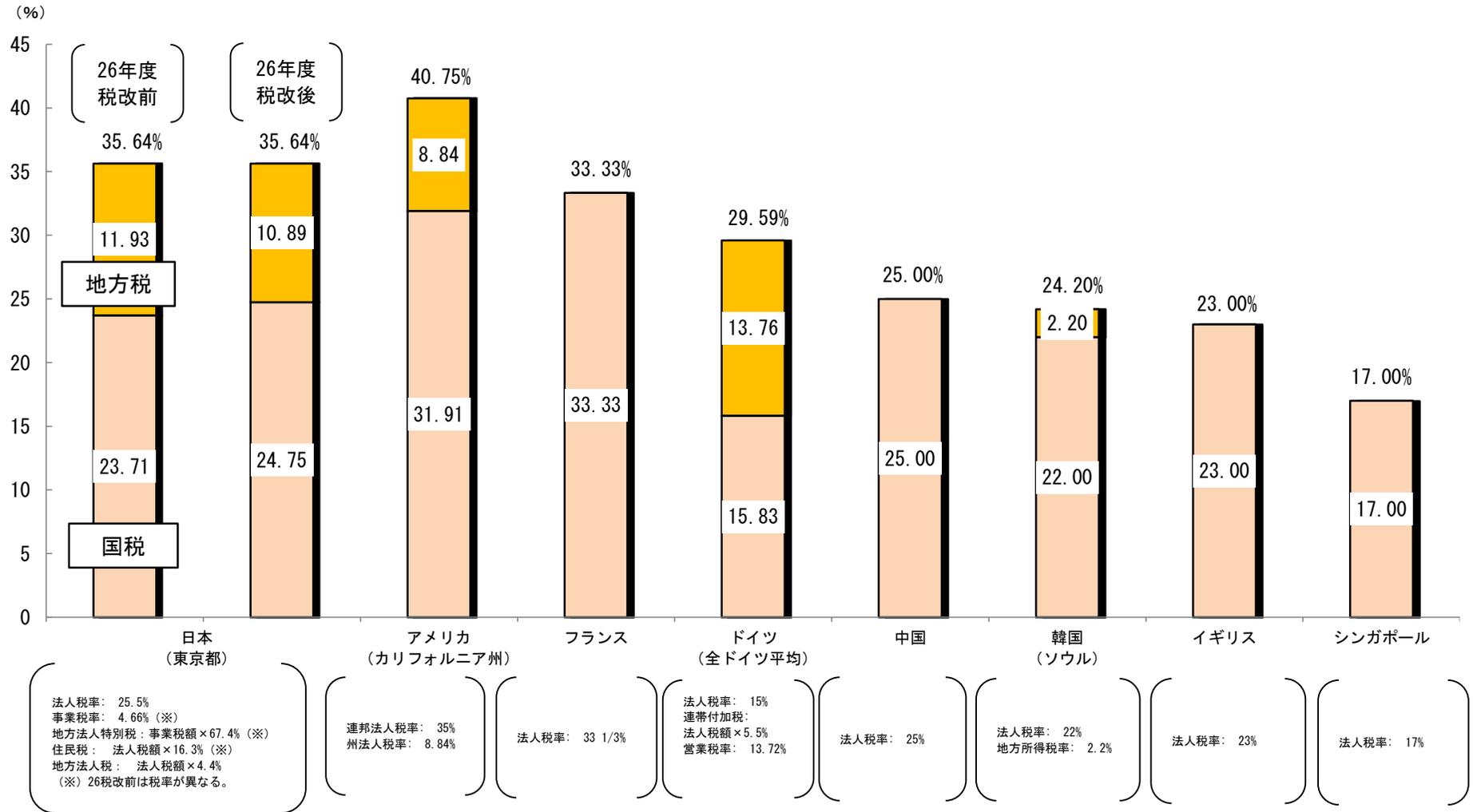
注1 「地方財政関係資料」（総務省）より抜粋。
 2 () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

国税と地方税の所得課税、消費課税、資産課税の構成比



注1 国税は「平成26年度租税及び印紙収入予算の説明」（財務省）、地方税は「平成26年度地方財政計画」（総務省）より作成。
 2 国税は一般会計分、地方税は通常収支分のみ計上。
 3 国税、地方税共に平成26年度当初予算ベースの税額である。

国・地方合わせた法人税率の国際比較



注1 日本については、「法人実効税率関係資料」(総務省)を基に作成。アメリカからシンガポールまでは、政府税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より。

2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。なお、諸外国は2014年3月現在の税率である。

3 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。

4 アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。

5 イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。

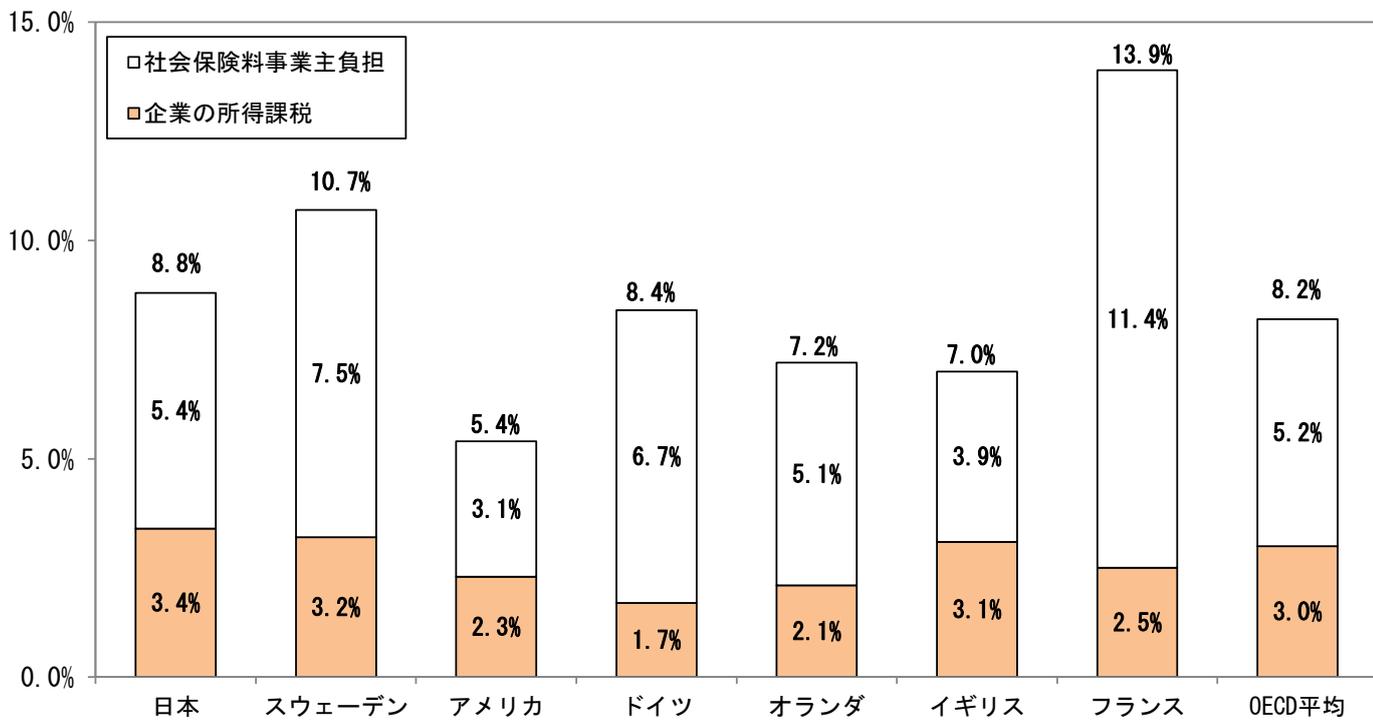
6 フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。

7 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率39.3%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。

8 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

9 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

諸外国における企業の所得課税と社会保険料の事業主負担（対GDP比）



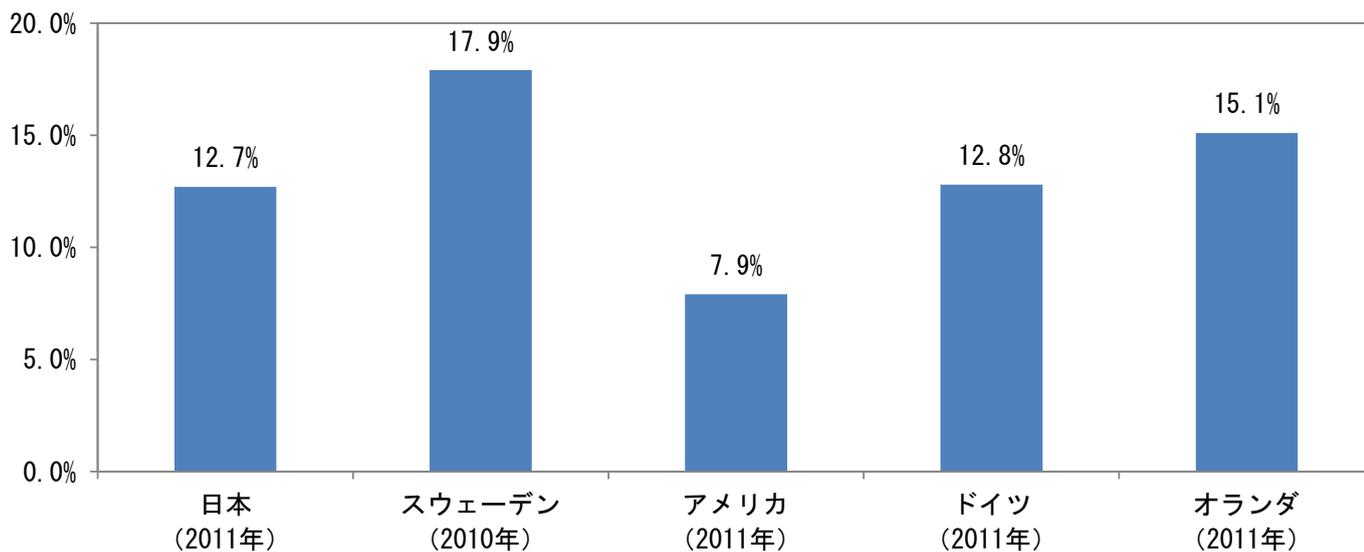
注1 “Revenue Statistics1965-2012” (OECD) の2011年の数値に基づいて作成した。

2 企業の所得課税、社会保険料事業主負担は、それぞれGDPに占める割合を比較したものである。

3 アメリカの民間医療保険の事業主負担は、2010年時点で5,609億ドル（対GDP比3.7%）であり、この負担を加えると、アメリカの2010年の事業主負担は9.1%となる。

（民間医療保険事業主負担分は、“EBRI Databook on Employee Benefits”のchapter2 Table2.2 Employer Spending For Benefitsにおける Group Health Insuranceの2010年の数値である。）

企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額（対GDP比）

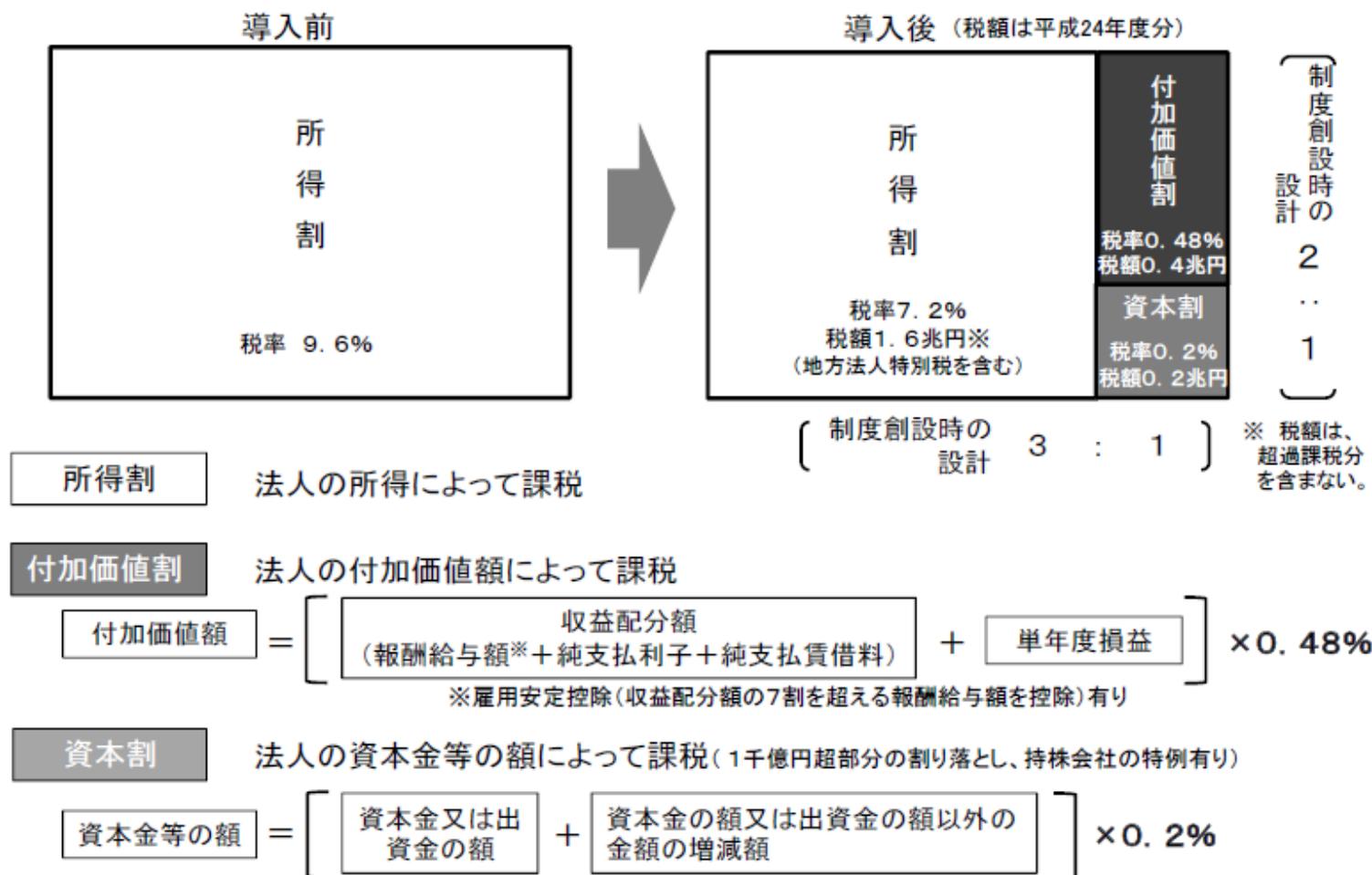


注1 東京都主税局委託調査「スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査」等により作成。

2 スウェーデンは2010年の数値、それ以外の国は2011年の数値である。

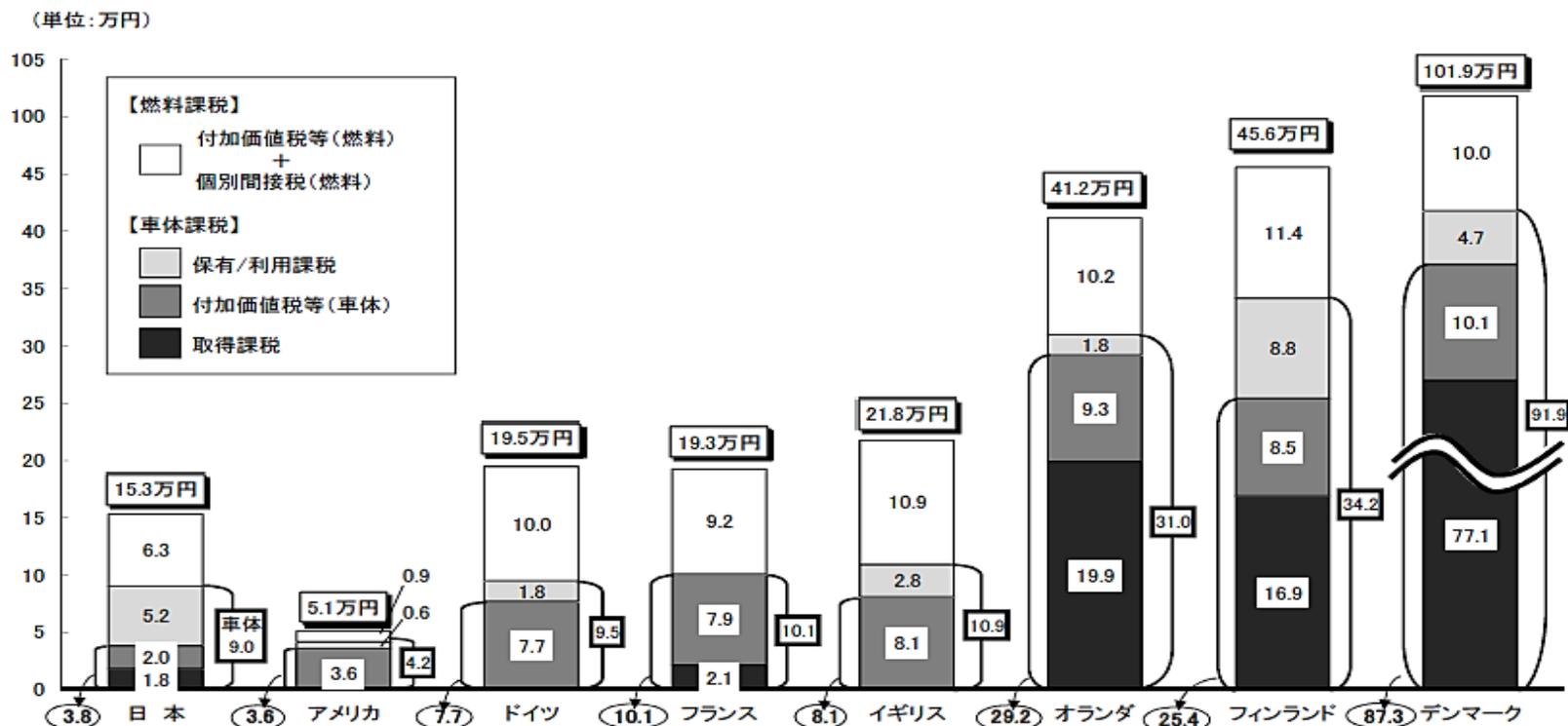
3 EU諸国及び日本の付加価値税（日本は消費税及び地方消費税）は最終消費者に転嫁されるとみなして、企業の負担をゼロとした場合の推計値である。

法人事業税の外形標準課税の概要



注 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。

燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額） （2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



注1 「第4回 自動車関係税制のあり方に関する検討会」（平成25年7月26日）資料より抜粋。

2 税率は平成24年12月現在。

車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格（税抜本体価格）2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、耐用年数（6年）を勘案し、取得時の税額の6分の1を1年分の税負担として計算している。

燃料価格（消費課税等の税込み）は、デンマーク12.26デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.729ユーロ/ℓ、フィンランド1.611ユーロ/ℓ（European Commission Directorate General Energy and Transport、2012年12月第4週）、日本147.8円/ℓ、イギリス1.326ポンド/ℓ、フランス1.491ユーロ/ℓ、ドイツ1.586ユーロ/ℓ、アメリカ0.875ドル/ℓ（2012年12月時点IEA調べ）。

3 為替レート：1ドル=84円、1ポンド=135円、1ユーロ=110円、1デンマーク・クローネ=15円（2012年12月の為替レートの平均値、Bloomberg）。なお、端数は四捨五入している。

4 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率、オランダの年間走行税は、北ホランド州の税率によった。

5 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有または利用課税として、それぞれ整理している。

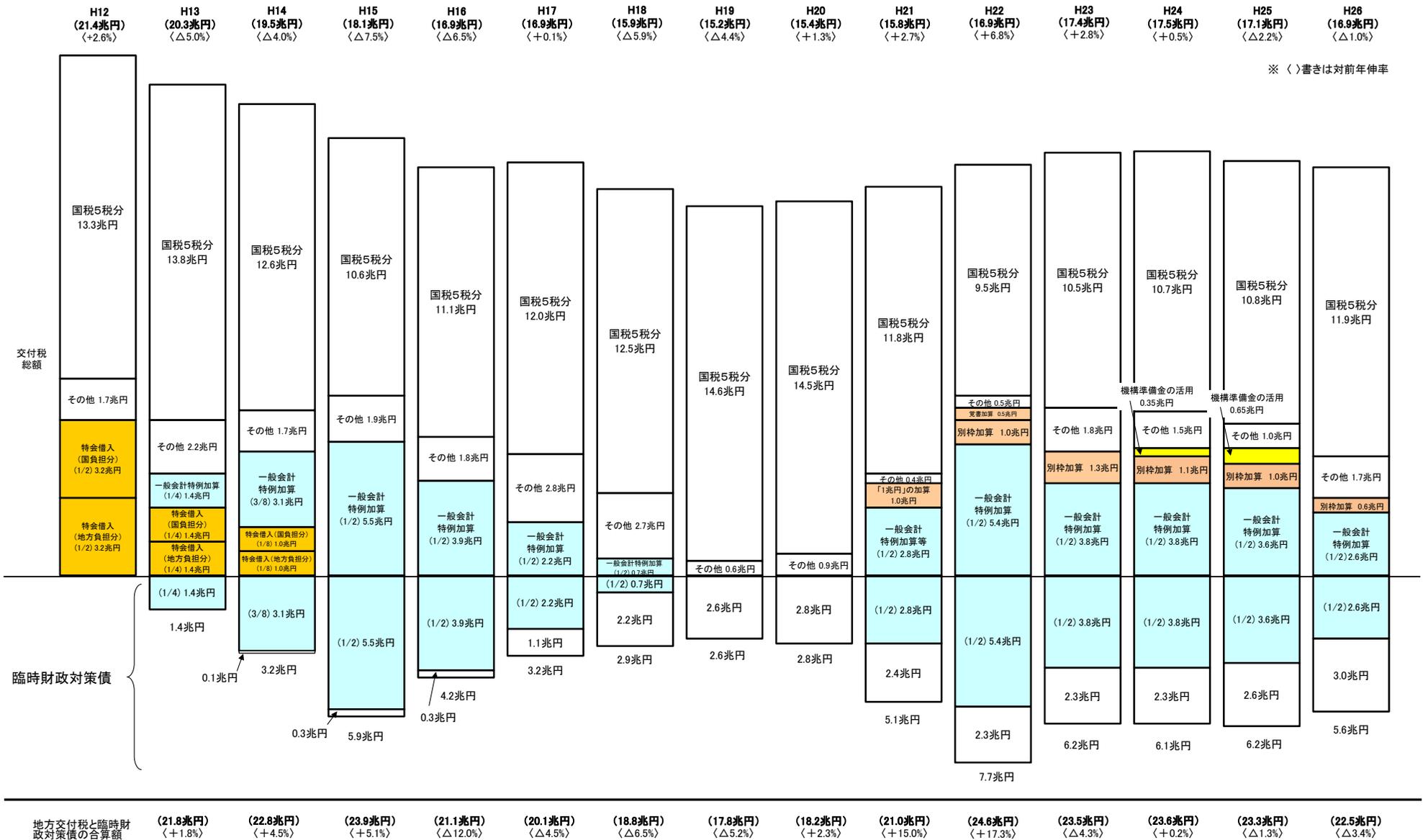
6 上記の他に、保有または利用課税として、フランスにおいては社用自動車税（法人の所有する自動車）及び車軸税（12t以上のトラック等が課税対象）、アメリカにおいては一般道路自動車利用税（約25t超のトレーラー等が課税対象）がある。

7 日本の個別間接税（燃料）については石油石炭税を含む。

ガソリンに係る日本の石油石炭税の税率は、本則税率2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、平成24年10月1日から2.29円/ℓ、平成26年4月1日から2.54円/ℓ、平成28年4月1日以降は2.8円/ℓとなる。

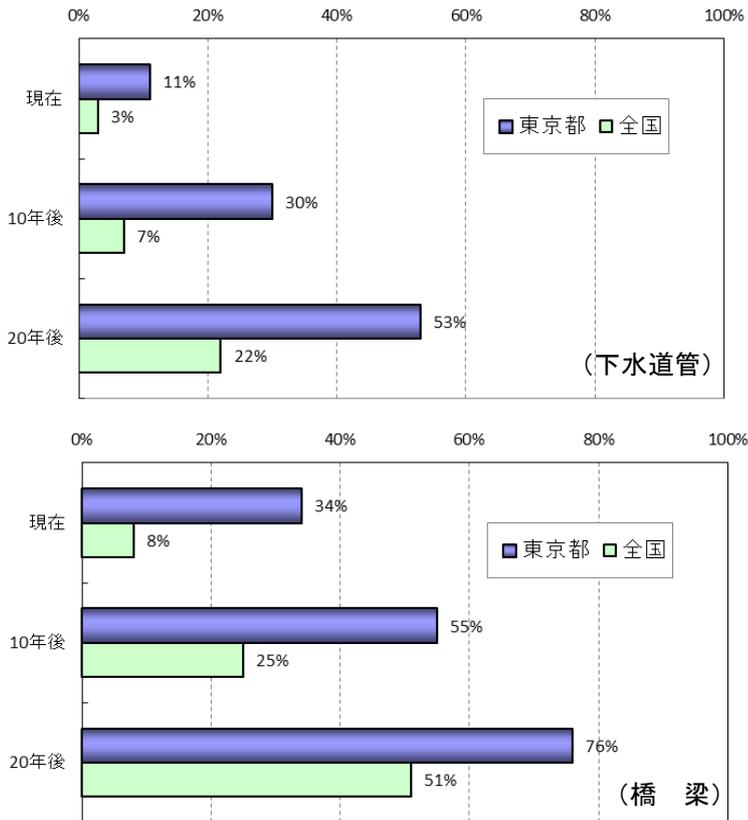
Ⅲ 地方財政調整制度

地方交付税等総額（当初）の推移



注1 「地方財政関係資料」(総務省)により作成。
 注2 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

建設後50年を経過する社会資本ストックの割合



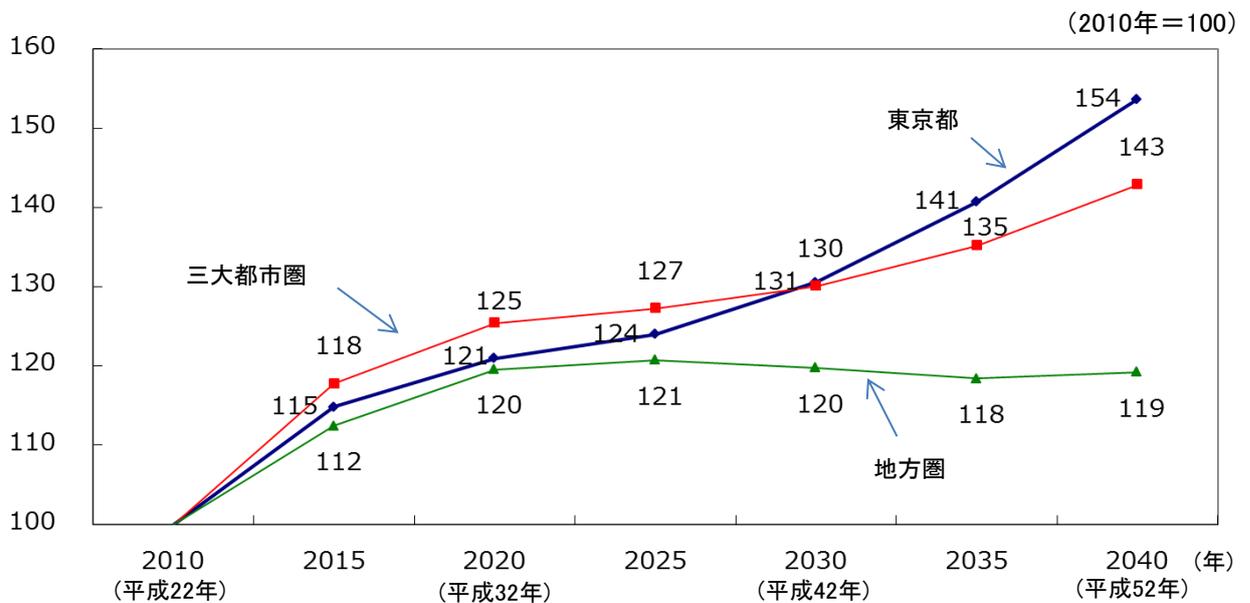
【今後の主な財政需要】

- 下水道管の再構築
約 1兆3,000億円
- 橋梁の更新
約 5,000億円
- 浄水場の更新
約 1兆円

(平成25年11月時点における試算)

- 注 1 「地方法人課税を巡る動向と東京都の主張（平成26年9月）」資料集（東京都）より抜粋。
 2 東京都の基準年（度）は下水道管は平成24年度、橋梁は平成20年度
 3 全国の基準年（度）は平成21年度。

三大都市圏と地方圏の65歳以上人口推計



- 三大都市圏：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、
 名古屋圏（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）
 地方圏：三大都市圏以外の道県

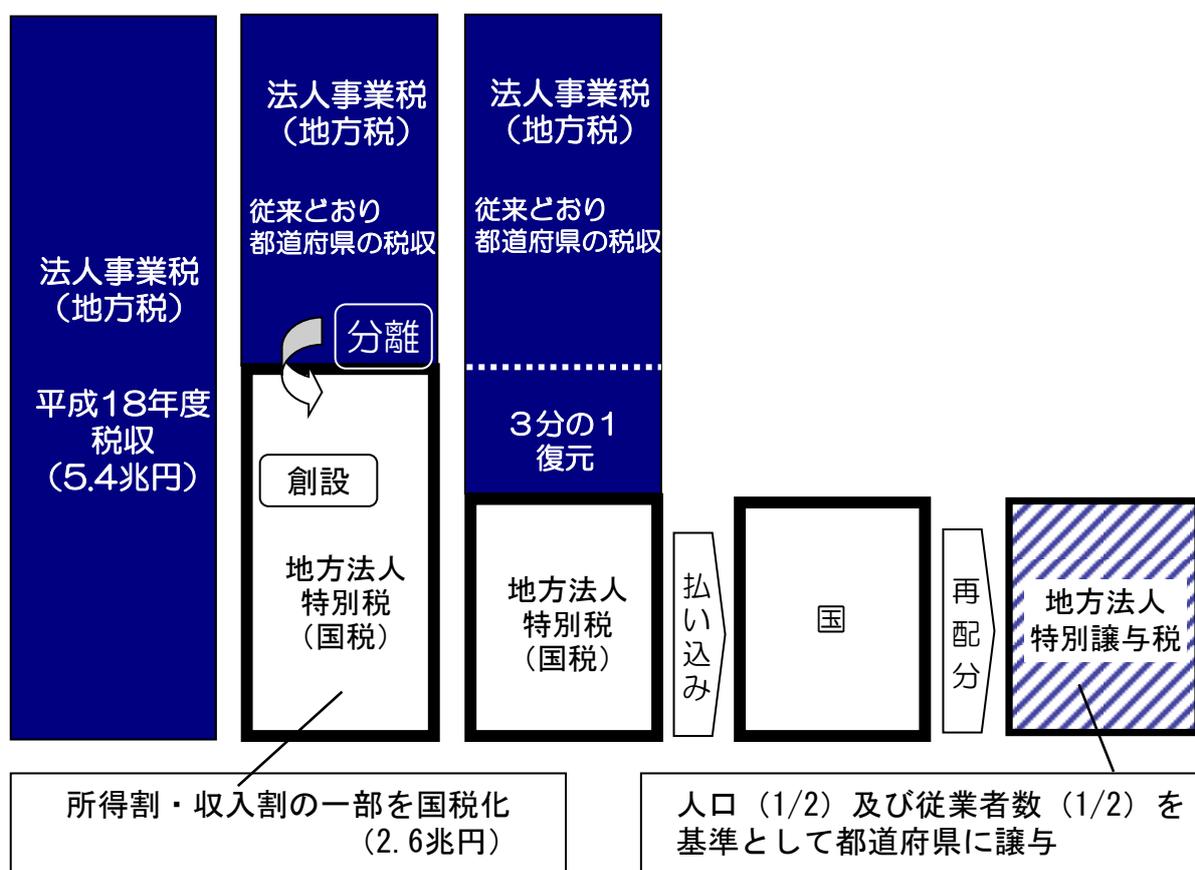
注 「地方法人課税を巡る動向と東京都の主張（平成26年9月）」資料集（東京都）より抜粋。

地方法人特別税・同譲与税

- 平成20年度税制改正では、税収の地域間格差の是正を図るとして、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- 平成26年度税制改正で、法人事業税・地方法人特別税の税率が改正され、地方法人特別税の3分の1が法人事業税に復元された。
- この措置は、地方の自主財源である法人事業税を、財政調整の手段として用いたものである。

[基本的仕組み（全国ベース）]

〈平成20年度 税制改正前〉 〈平成20年度 税制改正後〉 〈平成26年度 税制改正後〉



[都への影響額等]

- 都への影響額（平成26年度当初予算ベース）

平成26年度：△2,005億円

（法人事業税 △5,264億円、地方法人特別譲与税 3,260億円）

- 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用
（地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）

注1 平成26年度は、暫定措置による減収額が地方交付税算定上の財源超過額の2分の1を超えたため、特例的に670億円の譲与税額加算措置がなされた。

2 都への影響額については、平成26年度税制改正の影響額が含まれている。

法人事業税の暫定措置導入前後における人口一人当たり道府県税収の偏在の状況

- 人口一人当たりの道府県税収を都道府県別にみると、直近では暫定措置導入前ほどの税源偏在は存在していない。

| | 17年度 | 18年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 最大（東京都） | 219,360円 | 235,093円 | 180,380円 | 173,897円 | 179,184円 |
| 最小（沖縄県） | 69,347円 | 75,510円 | 71,659円 | 69,461円 | 71,462円 |
| 最大／最小 | 3.16倍 | 3.11倍 | 2.52倍 | 2.50倍 | 2.51倍 |
| 変動係数 | 0.22 | 0.23 | 0.17 | 0.16 | 0.17 |

注1 人口一人当たり道府県税収は、各年度の「地方税に関する参考計数資料」による。

2 税収額には超過課税、法定外税を含み、地方譲与税は含まない。

地方法人特別税撤廃・復元及び地方消費税率引き上げによる人口一人当たり道府県税収の変化

- 暫定措置を撤廃・復元し、地方消費税の税率を引き上げても、最大／最小、変動係数ともに消費税率引き上げ前と同程度であり、偏在度は拡大しない。
- 地域間の税収格差は、暫定措置導入前より縮小している。

| | 平成17年度 (暫定措置 導入判断時) | 平成24年度 | 暫定措置 撤廃・復元 | 消費税率8%段階 地方消費税率 引き上げ(1.7%) | 消費税率10%段階 地方消費税率 引き上げ(2.2%) |
|---------|---------------------------|----------|---------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 最大（東京都） | 219,360円 | 179,184円 | 210,638円 | 230,494円 | 244,676円 |
| 最小（沖縄県） | 69,347円 | 71,462円 | 79,118円 | 89,676円 | 97,218円 |
| 最大／最小 | 3.16倍 | 2.51倍 | 2.66倍 | 2.57倍 | 2.52倍 |
| 変動係数 | 0.22 | 0.17 | 0.18 | 0.17 | 0.17 |

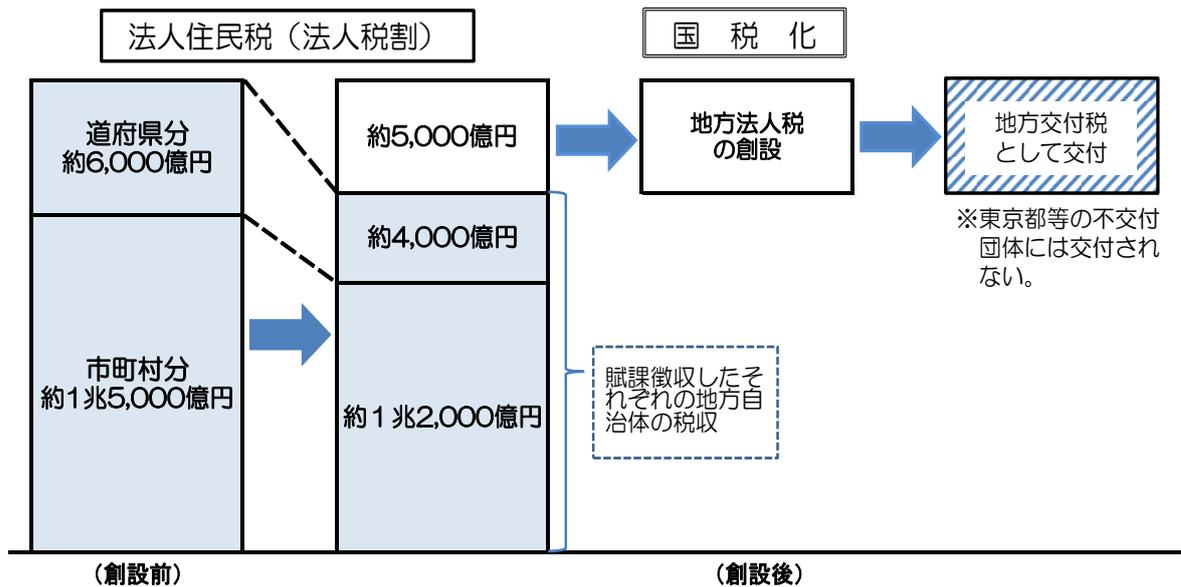
注1 「24年度都道府県税決算見込額調べ」(一般社団法人地方行財政調査会)及び「平成24年度道府県税徴収実績調」(総務省)に基づき東京都が試算。

2 税収額には超過課税、法定外税を含み、地方譲与税は含まない。

地方法人税

- 平成26年度税制改正では、消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税」を創設し、その税収全額を地方交付税原資とする措置が導入された。
- この措置は、地方の税源を国税化するものであり、地方分権の流れに逆行している。

[基本的仕組み（全国ベース）] ※額は平成24年度決算額（超過課税を除く）をもとに試算したもの。



[都への影響額等]

○ 法人住民税法人税割の税率引下げ

| | 改正前 | 改正後 | 影響 |
|-------|-------|------|-------|
| 道府県民税 | 5.0% | 3.2% | △1.8% |
| 市町村民税 | 12.3% | 9.7% | △2.6% |

○ 「地方法人税」を創設

税率 4.4% (上記引下げ相当分 (1.8% + 2.6%))

- 課税標準は各課税事業年度の法人税額。
- 税収全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。

○ 法人住民税の一部国税化による都への影響額

| 初年度(H26年度) | 平年度(H28年度～) |
|------------|-------------|
| △0.35億円 | △1,800億円 |

※平成26年度当初予算ベース

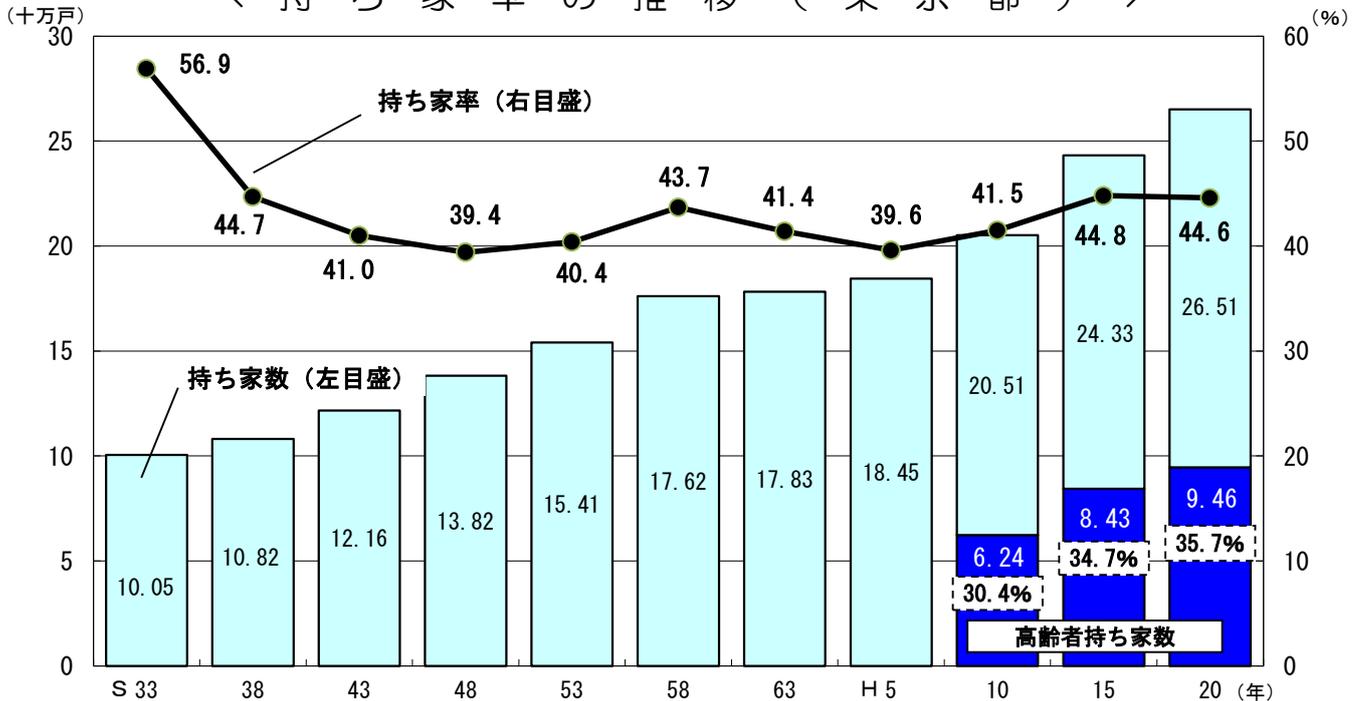
注 「地方法人課税を巡る動向と東京都の主張(平成26年9月)」(東京都)、「平成26年度経済産業関係税制改正について」(経済産業省)により作成。

IV その他の検討事項

これからの固定資産税制

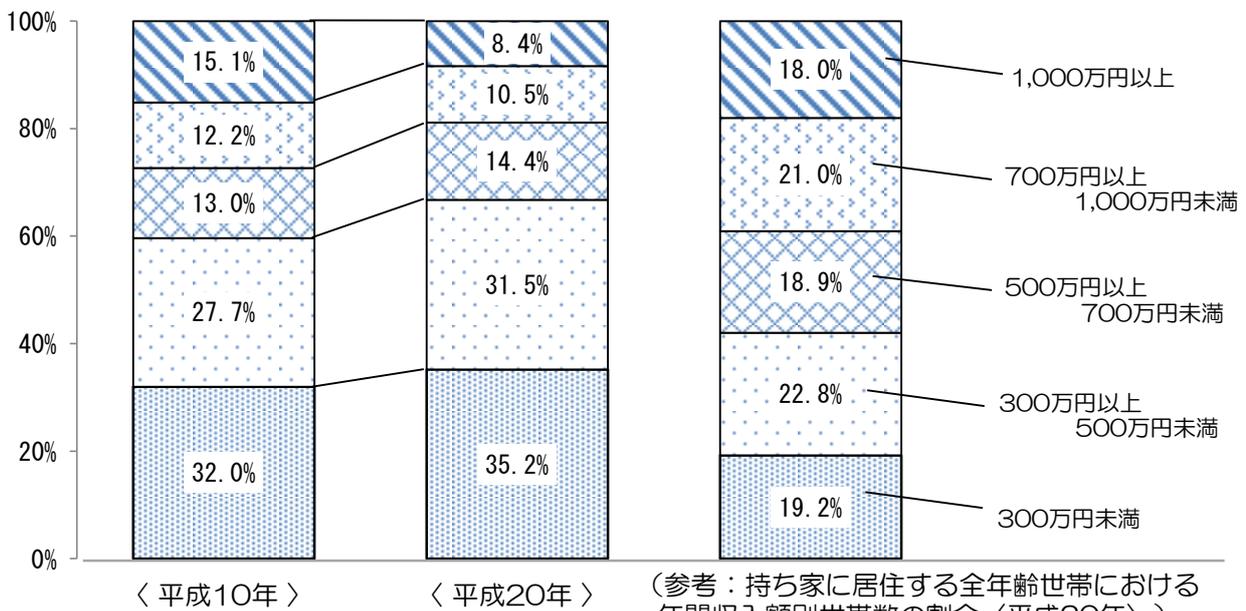
- 東京都の持ち家世帯に占める世帯主65歳以上の世帯の割合は35.7%と高い。
- 世帯主65歳以上の持ち家世帯に占める、世帯の年間収入額が300万円未満の世帯の割合は約35.2%となっている。

＜持ち家率の推移（東京都）＞



注1 「住宅・土地統計調査」（総務省）、東京都総務局ホームページ資料より作成。
 2 平成5年までは総数のみ、平成10年以降は総数のうち高齢者持ち家数（世帯主が65歳以上の世帯の持ち家数）及びその割合を記載している。

＜持ち家に居住する世帯主65歳以上の世帯における年間収入額別世帯数の割合（東京都）＞



注1 「住宅・土地統計調査」（総務省）により作成。
 2 年間収入額が不詳の世帯は除く。
 3 平成10年については、調査票乙のみを用いて集計した統計表をもとに作成。